

【論文】

「博物館の教育的機能と STS 教育」

Educational Function and STS Education in Museums

藤 田 昇 治*
Syouji FUJITA

I はじめに

今日、博物館は公民館・図書館等とともに社会教育施設の中でも主要なものの一つとして位置づけられている。昭和26年(1951)の博物館法制定以来、40年以上の歳月を経る中で博物館の設置数は増大し、また、博物館としての活動も多様な発展を示しているのである。

かつて、伊藤寿朗が指摘したように、博物館が「大衆化」する状況が見られる¹⁾。確かに1960年代後半から急速な博物館数の増加が顕著となり、利用者総数もそれに対応するように増大してきているのである。こうした動向には、様々な要因が考えられるところであるが、大局的には高度経済成長による労働・生産・生活様式の急激な変化と、住民の教育学習要求の高まりが規定的要因として作用してきたと考える。

こうした博物館数の増大、博物館活動の多様な発展にもかかわらず、社会教育研究の面では必ずしも十分なアプローチがなされてこなかったのではないかと、考える²⁾。本来ならば、博物館に関しては社会教育施設論、職員論、学習内容論、学習方法論、自己教育論等様々な領域・テーマに関わりを持つものとして、積極的に位置づけられるべきである。しかし、結果として必ずしも博物館をめぐる議論が十分展開されてこなかったことには、一定の客観的な根拠があったものと考えられる。ここではその分析を行なうことが主題ではないが、一つの大きな要因としてこれまでの社会教育研究において公的社会教育を対象とする場合には、公民館および公民館主事・

社会教育主事に傾斜し過ぎる傾向があった、という点が挙げられると考える。と同時に、博物館が「もの」=実物資料を扱うという特質が、法的に博物館を社会教育施設として認めながらも特異な存在である、といった考えを助長してきたのではないかと考える。さらに、住民の学習活動・自己教育活動といった面からすると、博物館を「場」としては検証することが必ずしも容易ではなかった、という面もあると考える。専門職員としての学芸員に関わることは、一面では学芸員が「もの」の収集・保存・管理や展示、あるいはそうした活動の基礎となる調査研究を行なうことで、社会教育労働者というよりは考古学や歴史学等の個別学問領域における専門家・研究者であるとするイメージが強過ぎる、という点も大きな要因であったと考える³⁾。

以上のような問題意識から、この小論では博物館の持っている諸機能を総括的に把え直し、その中から社会教育施設としての博物館が持つ教育的機能の特質について、基本的な視点の整理を試みたいと考えている。その理論化の基礎としては、筆者のこれまでの博物館(北海道開拓記念館)職員としての実践を総括することを据えている。今回は社会教育論および博物館論の中で関連する文献を逐次検討することはできなかったので別の機会としたい。しかし、今日次第に国内でも注目されるようになってきたSTS(科学・技術・社会)教育については、現に博物館がこれまで果たしてきた社会的役割や、保有している可能性あるいは今後果たすべき役割を考え、場合極めて重要な意義を持つものと考えており、

* ふじた しょうじ

北海道開拓記念館 住所 〒004 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

小論をまとめる上で最低限必要と思われる範囲内で言及することとした。

また、この小論で博物館というのは特にことわらない限り、博物館法で規定している要件を満たした登録博物館・相当施設だけでなく、類似施設も含めている。それは、一面で専門職員である学芸員が配置されていない郷土館等も含められることで議論が錯綜する可能性を持つことになるが、他面では実質的に博物館としての機能を持っていっても所管が教育委員会でないものも位置づける必要があること、今後博物館として十全な機能を果たしうるように整備されるべきだと考えていること、からである。

II 博物館の持つ機能と特徴

博物館が持つ機能、すなわち社会的に果たすべき役割として期待されていることは、博物館法第2条に明記されている。大別すれば①調査研究、②資料の収集・保存・管理、③展示、④教育普及、という4つの機能に集約できるものと考えている⁴⁾。もっとも、教育普及については展示との関わりもあって、これまで博物館界では基本的な理解における対立もあったことは否定できない⁵⁾とはいえ、今日では多くの博物館が講座・講演会・講習会等の普及事業を実施するようになり、また、図録や展示解説書等の各種教育学習資料を刊行するようになってきていることから、展示と教育普及とは区別する方が妥当であると考ええる。

このような、①調査研究、②資料の収集・保存・管理、③展示、④教育普及、という4つの機能がそれぞれ相対的に独立した要素を持ちながらも、全体として有機的に結合されてこそ博物館の果たすべき役割が十分なし得るのである。実際には展示が優先して考えられたり、調査研究が重視され過ぎたり、結果として資料の保存・管理や教育普及がおろそかになる例が多い。そこには、人員の配置の不足や設備・備品の不備、予算措置の不足などの客体的条件もあるが、同時に、博物館職員としての目的意識や主体性に関わる問題も存在するのである、と考えている。

(1) 調査研究

博物館が「もの」=実物資料を扱うところに大きな特徴があるのだが、「もの」に即した調査研究活動が基礎に据えられなければならない⁶⁾。収集しよ

うとする、あるいは収集された資料について、使用目的・使用方法、使用地・使用年代、製作者・製作地、材質・形状の特質、社会的・歴史的背景等々が詳細に調査され、研究されなければならない。そうした調査研究活動が基礎にあつてこそ、個々の資料が展示や教育普及活動にも利用し得るのである。また、個別の資料を離れて、関連する領域における調査研究について一定の広がりや深まりを以て専門的力量を獲得することが求められる。個別の博物館・郷土館の学芸員が置かれている状況には、大学等で考古学を専攻したとしても日常的には生活用具や農具等を扱わなければならない、といった実態があることは否定できない。とは言え、博物館として取り扱う資料の種類に対応して、一定の学問的・専門的力量を形成することによってはじめて資料の持つ情報・価値を評価し引き出すことができるのである。また、資料を保存処理したり、梱包、展示ディスプレイ等で取り扱う際にも、「もの」に即した一定の知識・知見が求められてくるのである。そして、そうした専門的力量は①調査研究の面では大学その他研究機関における研究者と比較しても大幅な遅れをとらない、いわば社会的平均的な研究力量が求められるのであり（少なくともそうした目的意識を持って努力することが求められる）、②資料の取り扱いにおいても、いわば社会的平均的な知識・技能の修得が求められるのである。

これまで、こうした面での専門的力量がある面では過大評価され、ある場面では過小評価されてきたのではないかと考える。つまり、「もの」に即した調査研究力量を重視する余り社会教育施設としての社会的役割を軽視する傾向や、逆に、一般的に社会教育の一つとして博物館を位置づけるに止まって博物館が置かれている固有の条件や持っている可能性に具体的に踏み込むことがなされないままに過す、という傾向があったのではないかと考えている⁷⁾。

公民館主事・社会教育主事、図書館司書といった他の社会教育専門職においては、調査研究ということが専門性の内実を形成するものとしては明記されているとはいえない。地域住民の教育学習要求に積極的に応えようとして教育事業を実施したり、「指導・援助」を行なう際には「調査研究」はいわば前

提として位置づけられることではある。とはいえ、博物館法において調査研究活動の意義が明記されていることの意義は、改めて検討される必要があると考える。

博物館が行なうべき調査研究は、以上のような文脈の中で把えるならば個別の資料レベルを離れて、広く地域の自然・歴史・社会・文化を丸ごと対象とすることへと発展せざるを得ない。そこで地域住民の労働・生産・生活課題と切り結ぶことになるのだが、博物館の設置目的や活動方針に規定されてくる、という側面がある。とはいえ、このような調査研究活動の成果は、あるいは調査研究活動の公開（住民の参加）は、資料の収集・保存・管理や展示、教育活動といった他の博物館活動の基礎をなすものであり、同時に、地域住民の教育学習要求に応える学習機会となり得るのである⁸⁾。

（2）資料の収集・保存・管理

資料の収集・保存・管理は、博物館を他の社会教育施設や研究機関と区別する重要な機能の一つである。図書館が大量の図書（さらには地図・フィルム等も含まれる）を所蔵し、その貸出し・利用を行なうことをとおして社会教育施設としての役割を果たすことと同様、博物館が「もの」＝資料を収集・保存・管理し、それを博物館内で展示や教育普及活動等に利用するだけでなく、他の博物館への貸出し、あるいは一般への公開（観覧・写真撮影・複写等）をすることが基本的には前提とされている。個々の資料に即してみれば、保存・管理上の問題から、公開に際して様々な制限がなされることもあるが、「保存・管理と利用の矛盾」の中で、それぞれ個別的な条件に規定されてくる。しかし、基本的には博物館資料は様々な形態での利用を前提としており、利用が可能となる条件の下で資料カード（記録票）の整備、資料の収蔵庫への排架・納入、保存処理、台帳・目録類の整備などがなされなければならない。そうした利用可能状態を保全することによってこそ「死蔵」ではなく、収蔵になるのである。

資料の収集・保存・管理を行なうことが、博物館を他の研究機関と区別する重要な要素であるということは、大学や民間の研究所等と比較してみると明らかである。近年、大学博物館ないし展示・標本室が整備される例も増加しつつあるが、基本的には大

学は研究と教育の機関であって、資料の収集・保存・管理機能は無い。民間でも最近では企業博物館が増加する傾向を示しているとはいえ、資料を積極的に収集・保存・管理するのは例外的なものである。その意味では博物館こそが社会的に資料の保存・管理を行なう唯一の機関なのである。戦後の歴史をふり返ってみても、日本経済の高度成長を経て日本社会の仕組みや、自然の存在形態、生産・生活様式、文化等が著しく変化してきたが、その過程で社会的に駆逐されたり、新たに生み出されてきた諸商品（生活用具・職人の道具・農機具・産業遺跡等ありとあらゆるもの。勿論、社会的に流通しない場合には商品として規定するには無理が生じるが）が、今日の博物館資料として収集・保存・管理されているのである。また、さらにタイムスパンを長くとり、自然科学・社会科学の両領域をも視野に入れて考えた場合には、より博物館の社会的な役割が明瞭となる。人類誕生よりはるか昔の生物の化石を収集したり、動植物や昆虫の標本類を収集したり、現生動物ではあるが絶滅の危機に瀕しているものの種を飼育・保存したり、物理学や化学の諸法則を具体的な実験装置や模型等によって表現したり、先史時代の人びとの生活のあと（土器・石器等）を発掘し資料として収集するといったことは、社会的には博物館が第一義的に与えられた役割なのである。換言すれば、博物館は人間社会における自然、科学技術、歴史、文化等の物的な一つの存在形態なのである。博物館の基本的役割は、自然・社会・文化的遺産を継承・発展させるところにあると考える。

このように資料の収集・保存・管理を把えた場合、地域住民が自己教育の場として博物館を位置づけて多様な利用の可能性が存在していると考えられるのである⁹⁾。

（3）展示

博物館というものに対するイメージとしては「展示を見るところ」というのが支配的である。年間多くの利用者が博物館を訪れるが、その殆んどが展示見学のためのものである。そして来館者は展示を見ることがをとおして一定の教育学習効果を上げているのである。今日、多くの博物館では専門職員である学芸員の配置状況や予算措置等に規定されて、調査研究活動を十分実施できないでいたり、資料の保存・

管理もあるべき姿からは程遠い、という現状にある。しかし、展示という機能を全く持たない博物館は存在しない。

展示を構成する上では、展示シナリオを作成する者（多くの場合は学芸員ないし学芸員集団である）の問題意識・世界観が反映することになる。勿論、展示のテーマに即して、一定の合法則性が貫かれることにより、一面では客観的な妥当性を持った資料の配列が行なわれる。ここで言う合法則性とは、個々の資料が持つ情報・価値によって規定される展示内容の面と、展示として表現する際の展示技術としての合法則性である。しかし、展示シナリオを構成する際にも、あるいはその基礎となる調査研究においても、学芸員の問題意識・世界観・主体性が反映するのであり、そこに学芸員の専門性とも関わる多様な価値観の存在を認めない訳にはいかないのである¹⁰⁾。

実際に展示を構成する物的要素としては、「もの」＝実物資料はもとより、複製・復刻、模型、ジオラマ・パノラマ、実験装置・シミュレーション装置、視聴覚機器などが中心となる。博物館の展示は実物資料を基本として構成されるのである。しかし、個々の資料に付置されるネームカードや、解説文・写真・図表パネル等も、展示をより理解しやすくする、より深く正確に理解しやすくする補助手段として重要な役割を果たしている。そして、展示の意図に応じて展示に使用される資料の取捨選択と、その展示方法が取捨選択されるのである。

博物館の展示は、歴史的には分類展示からテーマ展示へ、ケース内展示から露出展示へ、資料の静的な展示から造作物を取り入れた動的な展示へ、といった変化を遂げてきたと考える。それは、基本的には来館者の興味・関心を引きつけ、展示見学をとおしてより教育学習効果を上げよう、という試みの蓄積によって実現したものと言える。

（４）教育普及

近年、博物館は「展示を見てもらう」だけでなく、積極的に教育学習機会を提供しよう、という傾向を強めて来ている。各種の講演会や講座・講習会・観察会・見学会・映画会などのいわゆる普及行事が実施されるようになってきた。講師を館外に大学その他の研究者、職人、地域の古老、郷土芸能保存会な

どに依頼する例も多い。しかし、基本的には博物館の学芸員が行なっている調査研究活動の成果を教育内容・方法として対象化したもの、と位置づけることができる。このような普及行事は、公民館などで実施されている各種の講座と比較した場合、継続性・系統性や参加者の教育学習要求をどのように位置づけるのか、といった点で「単発的」な性格が強く印象づけられる。その意味では地域住民の教育学習要求に応えることを意識的に追求していない、という面は否定できない。それは、基本的には今日の博物館における社会教育労働の到達点の問題として認識される必要があると考える。とは言え、専門的研究成果を基礎とした教育活動であることには変わりがない。そして、伊藤が言う「第3世代の博物館」像では、住民の博物館運営への参加が強まり、またそれを可能とする博物館側での条件整備がなされることにより、質的により発展した教育普及活動が展開されるようになって考えている¹¹⁾。

ところで、今日の段階でも普及行事の他に多様な教育普及活動が展開されている。以下、簡単に例示しよう。

①体験学習

資料を手にとって詳しく観察したり、資料を実際に操作してみたり、昔の生活の追体験をしたりすることができる、いわゆる体験学習活動も積極的に実施されるようになってきている。土器を製作したり、先史時代の発火具を用いて火をおこしたり、石臼を挽いてソバ粉を作ったり、わらじ・ぞうり作りを行なうなど、その具体的な内容は極めて豊富なものになってきている。

②図録・ガイドブック等各種印刷物

展示見学をとおした教育学習活動を行なう上での補助的学習素材として、各種の印刷物が発行されることも、可成り一般化してきている。博物館においては「もの」を媒体として住民の教育学習要求に働きかける、というイメージが強過ぎるために「活字」を媒体とする各種印刷物は補助的なものとして把えがちである。しかし、展示解説書やガイドブック等の他にも、「研究紀要」や「調査報告書」なども含め、印刷物は優れた教育学習用素材であり、それは調査研究や資料の収集・保存・管理などの活動に基礎づけられているのである。

③図書室の開放・学習相談

近年、展示室の一角に関連図書類を置いて自由に学習できるようにしている博物館が増えている。展示内容に関連した図書類や博物館発行の各種印刷物が揃えられていて、来館者が展示を見て抱いた疑問に応えたり、興味関心をより発展させることができる。一般向けだけでなく、専門書や他の博物館の印刷物等も含めて一般に公開されるならば、博物館における教育学習機能は一段と充実したものとなる。さらに、司書や学芸員などが配置されていて、来館者からの様々な質問・疑問に応えたり、学習相談に応じることができる体制にあれば、「展示見学をとおした学習」とは異なった条件で学習できることになる。

III 博物館の持つ教育的機能とその特質

これまで述べてきたように、博物館には4つの機能があり、それぞれが相対的に独立しながらも全体としては有機的に結合して博物館が社会的役割を果たしている。ここではその中でも、特に教育的機能とその特質について触れてみたい。

①展示の教育的機能とその特質

一般に「博物館は展示を見ることで教育学習する所」と理解され、現に多くの利用者が博物館を訪れている。博物館を訪れる動機がレジャー・レクリエーション・観光といったものであったとしても、結果として展示を見ることをとおして一定の教育学習効果を上げていると考えられる。しかし、展示場において来館者の動向を観察したり、展示というものの教育的な特質を考えてみると、そこには重要な問題が存在していることがわかる。

博物館の展示は「もの」=実物資料を基本として構成されているため、実物資料そのものが多様な情報・価値を持つことにより、展示見学をとおして多様な教育学習ができる、ということが特徴である。個々の資料について、どのような素材がどのように加工されているか、どんな知恵・工夫が対象化されているのか、どんな科学・技術の適用がなされているのか、どんな社会的・歴史的背景があるのか、といった具合に見る側の興味・関心によって引き出し得る情報は或る意味では無限である。実物資料を見ることで、それまで抱いていたイメージが訂正されたり、あるいは深い感動を得たり、新しい知識・情

報を得ることができたり、逆に新たな疑問を抱いたり、興味・関心を触発される、といったこともある。場合によっては、展示を企画し制作した側の意図を超えて、多大な教育学習効果を上げることもあり得るのである。このように「無限の可能性」が存在するのである。

しかし、実際には来館者はせいぜい1時間ないし1時間半程度の見学時間を費やすだけである。目にとまったものを「つまみ食い」式に見て、ネームカードや解説パネルなどをじっくり読むことはむしろ少ない。観察する時間が少なければ引き出し得る情報の量・質も自ずと制約される。さらに、見る側の持っている予備知識や問題意識・世界観等によって展示をとおした教育学習効果は大きく規定されてくる。また、一般に展示においては資料そのものを見てもらうことを優先して考えるため、個々の資料については名称・使用年代・収集（使用）地・原資料の所在地等、限られたデータがネームカードに記載されるだけである。そのため、見る側が正確に資料の持っている情報・価値を引き出すことは、必ずしも容易なことではないのである。極端な場合には予断・偏見、誤解を以て、いわば「負の教育学習効果」を上げることになってしまう。このように、展示見学は来館者の全くの自由意思と多様な価値観によって解釈されるために、その教育学習効果には大きな差が生じる可能性を内包している、という点に大きな特質がある。

(2) 展示解説

以上のような展示の特質をふまえると、学芸員や展示解説員による教育普及活動が、極めて大きな教育的意義を持つことが明らかになる。ここでは、特に展示解説活動について整理しよう。

北海道開拓記念館では昭和46年（1971）のオープン以来、展示場・体験学習において解説活動を行なう解説員を配置してきた。全国的にも注目され、その後いくつかの県立博物館等において解説員の配置がなされるようになってきている。

展示解説は、多くの人が（博物館関係者も含めて）誤解しているような、単にマニュアルに即してガイドを行なうものではない。解説を聞く人の持っている予備知識や世界観、これまで蓄積してきた生活体験、興味・関心の所在、等々を十分踏まえて行なわ

れる教育活動なのである。質問内容が単なる名称や使用年代等の、いわばネームカードに記載されるべき情報だったとしても、その発問の背景には多様な問題意識・世界観・経験・知識の蓄積・興味・関心等の違いがあるので、解説すべき内容・レベルを様々な勘案しなければならない。また、時には相手の興味・関心を触発したり、古い記憶を呼び起したり、持っている知識を語らせたり、と様々な働きかけが不可欠である。いわば相互交流的な教育活動であって、決して一方的なレクチャー・ガイドではない。

展示解説はまた「もの」と「人」とを結び付ける仲立ちをする役割を果たす。「人」と結び付けるということは、来館者に対して「もの」の持っている様々な情報を提供することであり、その情報とは博物館としての調査研究の成果は勿論、広く自然・社会科学の様々な領域における研究成果を含むものである。あるいは、資料に込められた、ないしは資料をめぐる繰り広げられた、長年にわたる人びとの生活や知恵・工夫・科学技術、生きる喜び・悲しみ・怒りなども含まれてくるのである。

以上のような展示解説活動は、先に述べた展示の特質（いうなれば限界）を克服することのできる教育的活動として位置づけることができる。その意味では学芸員と相対的に区別された専門職として位置づけることが可能である。しかし、実態としては劣悪な労働条件（多くが非常勤職員で賃金・諸手当・休暇・福利厚生等で正職員との格差が大きい）の下にある。また、職員集団としては、学芸員が行なう調査研究や資料の保存・管理、展示などの活動とは切り離されている例が多い。結果として十分な研修体制も確立しておらず全て本人の努力まかせ、といった傾向にある。また、一部では発券業務も含めて人材派遣会社等に、解説業務が委託されている例もある。

専門職として未確立であるということは、養成課程が未整備だ、ということにもなる。散見するところでは短大で学芸員補の資格を取得した者などが採用されていることも多いようだが、多くの問題を持っていると言わざるを得ない。

（３）学校教育と博物館

最近学習指導要領が改訂されたこともあって、学校教育の一環として博物館を利用しよう、という動

きも強まってきている。また、学校5日制との関連でその受け皿として博物館を位置づけよう、という動向もある。いずれにしても、現時点では博物館の利用というのは、展示見学させることが中心になっている。歴史系・郷土系博物館の場合には、小学校3・4年および6年の社会科に郷土史・日本史について学ぶ單元があるので、来館する学校も多い。博物館の展示内容にも、地域の先史時代の遺跡から出土した土器・石器類、あるいは歴史上著名な人物に関わる資料、さらに昔の生活用具・農具等が多く、教科書や副読本に紹介されている事柄に直接・間接に関連する資料が多いのである。活字で書かれたことや写真で示されたものに比べ、実物資料から実物であるからこそ学びとれる情報や感動は極めて大きい。その意味では学校教育の一環として博物館の展示見学をすることは、極めて教育的意義の大きいことである。しかし、既に述べたように展示には大きな制約があるのである。小学校高学年生においても、その歴史的・社会的知識や経験は乏しいため、展示を見せるだけでは必ずしも大きな教育学習効果を上げることにはならない。引率する教師の指導性（あるいは来館前の事前学習の程度）に強く規定されて来ることになる。最近では、学校団体による利用に合わせてワークシートや『手引き』を作成している博物館もあり、また、学芸員がオリエンテーションで展示の見方を紹介したり、展示解説を行なっている例もある¹²⁾。とは言え、未だその数は少なく、博物館の持つ教育的機能を十分に活かした利用方法が追究されるべきだと考える。

展示見学の他にも、博物館資料を学校教育に活用することは可能である。写真や複製・コピーは勿論のこと、実物資料を学校に貸し出す博物館の例もある。授業の中で実物資料を提示することで生徒の興味・関心を引きつけ、動機づけに利用されることが多い。北海道開拓記念館が貸し出した資料を用いた例としては、小学校3年の郷土史学習に関連させて唐鍬・島田鍬等の農具を使用したり、小学校6年生の近代日本の教育に関連させて、明治8年発行の師範学校編纂教科書を用いた例などがある。

このような直接資料を利用することの他にも、調査研究の成果や収集された資料を活用する方法として、副読本の作成や教材研究への協力が考えられる。

地域の自然・歴史・社会・文化に関する資料と調査研究の成果の蓄積は、学校教育において社会科以外にも理科・生活科等に活用できる十分な可能性を持つと言える¹³⁾。

しかし、現状としては「学校教育と博物館との連携」が、単なるスローガンに止まっている傾向にある。その基礎的条件には、教師の側での博物館・博物館資料に対する認識不足がある。展示見学の際、引率する教師が生徒に間違った説明をしている場面に出くわすことは稀ではない。博物館の側においても、学校教育における教育内容・方法について十分認識しているとは言い難い。学芸員として行なう調査研究や資料の収集・保存・展示といった活動において、「学校教育との連携」という問題意識が十分根本に据えられていない。これまでの博物館界での議論の中には「地域」や「地域に根ざした」とか、「地域の教育力」といったタームも用いられており、その意味では一定の議論の蓄積も行なわれてきている。しかし、真に地域を基盤とした教育労働と社会教育労働との連携が求められているのである。

IV 博物館と STS 教育

1970年代後半頃から、イギリス、アメリカ、ドイツ、オランダなどの諸外国で STS 教育運動が盛んになってきている。日本では未だその紹介が試みられている段階で、日本の自然環境、科学技術の発展過程、社会的特質・歴史の展開過程などをふまえた STS 教育の理論的・実践的追求は今ようやく始められたところである、と言っても過言ではない。以下では、STS 教育を一つの教育運動として捉え、それを博物館という「場」において追求することの意義や、可能性について触れることにしたい。

「STS」とは、科学 (Science)、技術 (Technology)、社会 (Society) の略である。小川正賢によれば STS 教育にはいくつかの潮流があるが、その主要なものの一つが科学教育運動である、としている¹⁴⁾。しかし、単なる科学技術の内容や、科学技術発達史を教育することはではなく、科学・技術と(人間)社会との関わりを総合的に理解し、今日の地球的規模の環境破壊や「南北問題」等様々な問題に対してそれを克服して行く「主体的力量」を形成することが目標とされているのである¹⁵⁾。そして、領域としては学校教育と社会教育の両方において追求さ

れるべきものとして扱われている。

このように STS 教育を位置づけた場合、社会教育の中でも博物館がその中心的存在になり得るのではないかと考える。それは、第 1 に、博物館には歴史系・郷土系博物館のほかに科学館などの理工系博物館、自然史博物館などの自然系博物館、動・植物園、美術館等々、様々な種類のものがあり、博物館総体として自然科学と社会科学の様々な領域がカバーされていることである。第 2 に、そうした博物館ではそれぞれ地域的特性を反映させながら、多くの関連する資料を収集・保存・管理しており、過去・現在・未来にわたるタイムスパンの中で、具体的な「もの」ないし「現象」を集積していることである。つまり、先史時代からの人びとの生活様式と科学・技術との関わりを、土器・石器・木器・漆器等々の具体的な資料を用いて解き明かすことや、近代社会における様々な工業生産の発展と人びとの生活様式の変化、そこにおける科学・技術の果たした役割といったことも具体的な資料を用いて解き明かすことができるのである。さらに、今日進行している地球的規模での環境破壊に関して、未来の姿をシミュレーションして映像で示す、といったことも容易である。第 3 に、学芸員が様々なテーマ・内容で調査研究していることが、教育内容・方法論を形成することに活かされる可能性を十分持っていることである。STS 教育は、何らかの形で一度体系化されればそれで終わり、といった性格のものではない。永続的な科学の探求・技術開発、それらの社会への適用に対応して、永続的に追求されるべき課題なのである。また、STS 教育は人類史的な時間の流れの中で、人間社会一般に関する課題として追求される面もあるが、地域の個別的な自然環境、歴史、社会的特質に即した課題としても位置づけられると考える。つまり、地域の個性・特性に基礎づけられた教育プログラムが追求されるべきであり、また可能であると考えられる。その意味で地域の自然、歴史、社会、文化に関する博物館の調査研究の成果が活かされる可能性が高いと考える。問題は、これまでの蓄積を基礎として今後の博物館活動がどのように方向づけられるか、ということである。

V まとめ

これまで社会教育施設としての博物館の持つ教育

的機能とその特性について触れてきた。ややもすると社会教育の場では博物館は特異な存在と見られがちであり、逆に博物館界では社会教育に接近した議論は敬遠されがちであった。しかし、今日のように博物館の設置数が増大し、利用者も増大して確実に社会教育施設としての重要な役割を果たすようになり、さらに生涯学習政策の具体化が進行する中では、博物館の持っている可能性を積極的に評価し、また、発展方向を明らかにすることが緊急の課題になってきていると考える。社会教育職員論という面でも、公民館主事が一般行政職として人事の上で取り扱われ、実質的に専門職としての内実が否定されることが一般化しつつあるのに対し、博物館の場合には未だ専門職として位置づけられている。しかし、実態としては社会教育専門職員というよりも、取り扱う資料の専門家ないし、資料に関連する領域の研究者にとどまっている傾向が強い。学芸員を社会教育専門職とした場合、社会教育関係者からも博物館関係者からも誤ったイメージで抱えられる傾向にあるように思う。また、博物館を利用した地域住民の自己教育活動についてもこれまで研究されたことは殆ど無かった、と言っても過言ではあるまい。地域の生涯学習・生活課題学習や、健康学習その他様々な内容の自己教育活動が展開されるようになってきているが、博物館関係者が積極的に関与しているのは未だ例外的でしかなく、学芸員には調査研究の内発的發展結果としてそれら地域住民の自己教育運動に参加することが無いのである。

しかし、改めて博物館を社会教育施設として捉え直してみた場合、その持っている可能性は多様でかつ質的に高いものである。この小論では、特に近年注目されてきているSTS教育に収斂する方向で、博物館の調査研究、資料の収集・保存・管理、展示、教育普及について整理してきた。筆者なりの理論枠作りが出来たと考えている。もっとも、STS教育については力量不足から必ずしも十分な展開はできなかった。今後、理論的・実践的に追求すべき課題としていることを確認するのにとどめたい。

最後に、この小論は平成4・5年度に文部省の科学研究費の補助を受けて行った研究の成果の一部をまとめたものであることを記しておく（テーマ「生涯学習時代の学校教育と博物館」課題番号

「04610177」）。

なお、この小論をまとめるに際して、かつて北海道開拓記念館で解説員として勤務した経験のある藤田公仁子（現在、北海道教育大学大学院修士課程在学）に貴重なコメントをいただいたことに感謝の意を表わしておきたい。また、この小論は日本社会教育学会の第40回研究大会における自由報告（藤田公仁子との共同発表（1993年））の報告レジュメを大幅に加筆修正したものである。

〈注〉

- 1) 伊藤寿朗『ひらけ博物館』岩波ブックレット、1991。
- 2) 広瀬 鎮『博物館社会教育論』（学文社、1992）においても同様の問題指摘がなされている（Ⅷ博物館学と社会教育学）。
- 3) 君塚仁彦はこれまでの学芸員についての議論をまとめているが（「博物館学芸員の養成と専門性—「学芸員問題」の現段階—」『日本社会教育学会紀要 No.29』日本社会教育学会、1993）、学芸員の専門性に関わる議論のポイントは、学芸員が「もの」を扱うこと、従ってその「もの」に関する調査研究力量が必要とされること、の位置にあるように考える。
- 4) 伊藤寿朗の場合は博物館の機能を①調査・研究、②収集・保管、③公開・教育、の3つに分類している（『博物館』小川利夫・新海英行編『新社会教育講義』大空社、1991、Ⅱ-5-3）。「公開」という機能を前面に打出すことに積極的な意義があることは認めるが、博物館の機能の中では展示が相対的に独立したものである、と考える。
- 5) 博物館の展示と教育との関連については、新井重三がその経過を簡潔にまとめている（「展示学」、古賀忠道他監修『博物館学講座 第7巻 展示と展示法』雄山閣出版、1981、Ⅰ-1）。
- 6) 博物館法第2条では「歴史・芸術・民俗・産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて、これらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」を

- 博物館と定義している。また、同法第3条には博物館の行なう事業を列挙しているが、特に調査研究に関して第4項「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。」と、第5項「博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。」が挙げられているのが注目される。第5項を今日的に理解すれば、資料の保存処理や展示技術、さらには博物館活動の在り方・運営に関することも含めるべきだと考えている。しかし、この小論では言及しない。
- 7) 注3) 参照。かつて筆者は「博物館と学芸員の専門性」という小論をまとめたが(『北海道開拓記念研究年報 第12号』1984、所収)、最近の議論をふまえて別の機会にまとめてみたいと考えている。
- 8) 例えば川崎市青少年科学館の例がある(若宮崇令「川崎市域の自然調査について—川崎市青少年科学館の実践」、『月刊社会教育』国土社、1990年11月号)。
- 9) 展示以外にも博物館資料は多様な利用のされ方をしている。拙稿「博物館資料の社会的利用について—北海道開拓記念館を例として—」(『北海道開拓記念館研究年報 第13号』1985、所収) 参照。
- 10) 展示に対して外部から批判・圧力が加えられ、それに博物館が簡単に屈服することは極めて重大なことである。しかし、学芸員にはどのような問題意識を以て博物館活動をするのか、ということが常に問われていること、そしてそのこ

とは学問や表現の自由と機械的に対立するものではない。富山県立美術館の問題は学芸員の専門性に関連して重要な問題提起になっていると考える(君塚仁彦「転換期を迎える博物館」、『月刊社会教育』国土社、1993年8月号、所収、参照)。

- 11) 注1) に同じ。
- 12) 例えば、筑波大学教育学系社会科教育学研究室編集発行の『社会科教育における博物館・資料館の活用(Ⅱ)—茨城県内の博物館・資料館を活用した授業づくり—』1992、には土浦市立博物館の例が紹介されており興味深い。
- 13) 筆者が行なった調査の中でも、苫小牧市科学センターで開発された水中微生物の管理技術が、学校教育に応用された、といった例が明らかになっている。
- 14) 小川正賢は「現時点でもSTS教育とは何かということに関して共通認識が存在していない」としながらも、「STS教育は現代的な科学技術が社会問題化するようになってきて、これに対応すべく発生してきた教育運動である」とし、科学教育運動としての性格を指摘している(小川正賢『序説 STS 教育—市民のための科学技術教育とは』東洋館出版社、1993)。
- 15) 筆者はSTS教育の主眼は住民の「主体的力量の形成」にあると考えている。なお、「主体的力量の形成」というものをどのように捉えるかという点には、別の機会に触れてみたいと考えている。